

# 設置者には、各種の届出の義務があります

お問い合わせについては奈良県景観・環境総合センター(奈良市保健所保健・環境検査課、生駒市下水道課、曽爾村住民生活課、御杖村住民生活課)までお願いします。

奈良県 景観・環境総合センター  
(奈良市、生駒市、曽爾村、御杖村は各市町村担当課まで)

●浄化槽使用廃止届出(休止)書(浄化槽法 第11条の2)  
浄化槽設置者が、撤去や使用停止により、使用を廃止した場合提出します。



下水道接続等による浄化槽の撤去



転勤等により、浄化槽を1年以上使用停止する場合

使用停止

引越しました

●浄化槽管理者変更報告書(浄化槽法 第10条の2,3項)  
浄化槽設置者が、変更(相続や売買等)なった場合に提出します。



相続



売買

●浄化槽使用開始報告書(浄化槽法 第10条の2,1項)  
「使用廃止届出(休止)」後に、浄化槽の使用を再開した場合に提出します。



ただいま、また頼むよ

## お問い合わせ先一覧 平成30年2月現在

### 保守点検業者 / 各種届出 / 浄化槽の維持管理の相談

対象市町村	お問い合わせ先	住所	電話番号(代表)
奈良県全域 (奈良市、生駒市、 曽爾村、御杖村を除く)	奈良県 景観・環境総合センター	〒633-0062 桜井市栗殿1000	0744-47-3790
奈良市	奈良市保健所 保健・環境検査課	〒630-8122 奈良市三条本町13-1	0742-93-8477
生駒市	生駒市 下水道課	〒630-0288 生駒市東新町8-38	0743-74-1111
曽爾村	曽爾村 住民生活課	〒633-1212 宇陀郡曽爾村今井495-1	0745-94-2101
御杖村	御杖村 住民生活課	〒633-1302 宇陀郡御杖村菅野368	0745-95-2001

### 11条(定期)検査

検査区域	名称	電話	住所
県内全域	一般社団法人 奈良県環境保全協会	0745-22-5161	〒635-0095 大和高田市大中18-4YBBビル2F

### 浄化槽清掃(許可)業者

市町村名	電話番号(代表)	市町村名	電話番号(代表)	市町村名	電話番号(代表)	市町村名	電話番号(代表)
奈良市	0742-93-8477	葛城市	0745-69-3001	曽爾村	0745-94-2101	下市町	0747-52-5901
大和高田市	0745-22-1101	宇陀市	0745-82-8000	御杖村	0745-95-2001	黒滝村	0747-62-2031
大和郡山市	0743-56-4579	山添村	0743-85-0041	高取町	0744-52-3334	天川村	0747-63-0321
天理市	0743-63-1001	平群町	0745-45-1001	明日香村	0744-54-2001	野迫川村	0747-37-2101
橿原市	0744-22-4001	三郷町	0745-73-2101	上牧町	0745-76-1001	十津川村	0746-62-0001
桜井市	0744-42-9111	斑鳩町	0745-74-1001	王寺町	0745-73-2001	下北山村	07468-6-0001
五條市	0747-22-4001	安堵町	0743-57-1511	広陵町	0745-55-1001	上北山村	07468-2-0001
御所市	0745-62-3001	川西町	0745-44-2211	河合町	0745-32-0706	川上村	0746-52-0111
生駒市	0743-74-1111	三宅町	0745-44-2001	吉野町	0746-32-3081	東吉野村	0746-42-0441
香芝市	0745-76-2001	田原本町	0744-32-2901	大淀町	0747-52-5501		

※このパンフレットについてのお問合せは、奈良県環境政策課(電話 0742-27-8737)までお願いします。



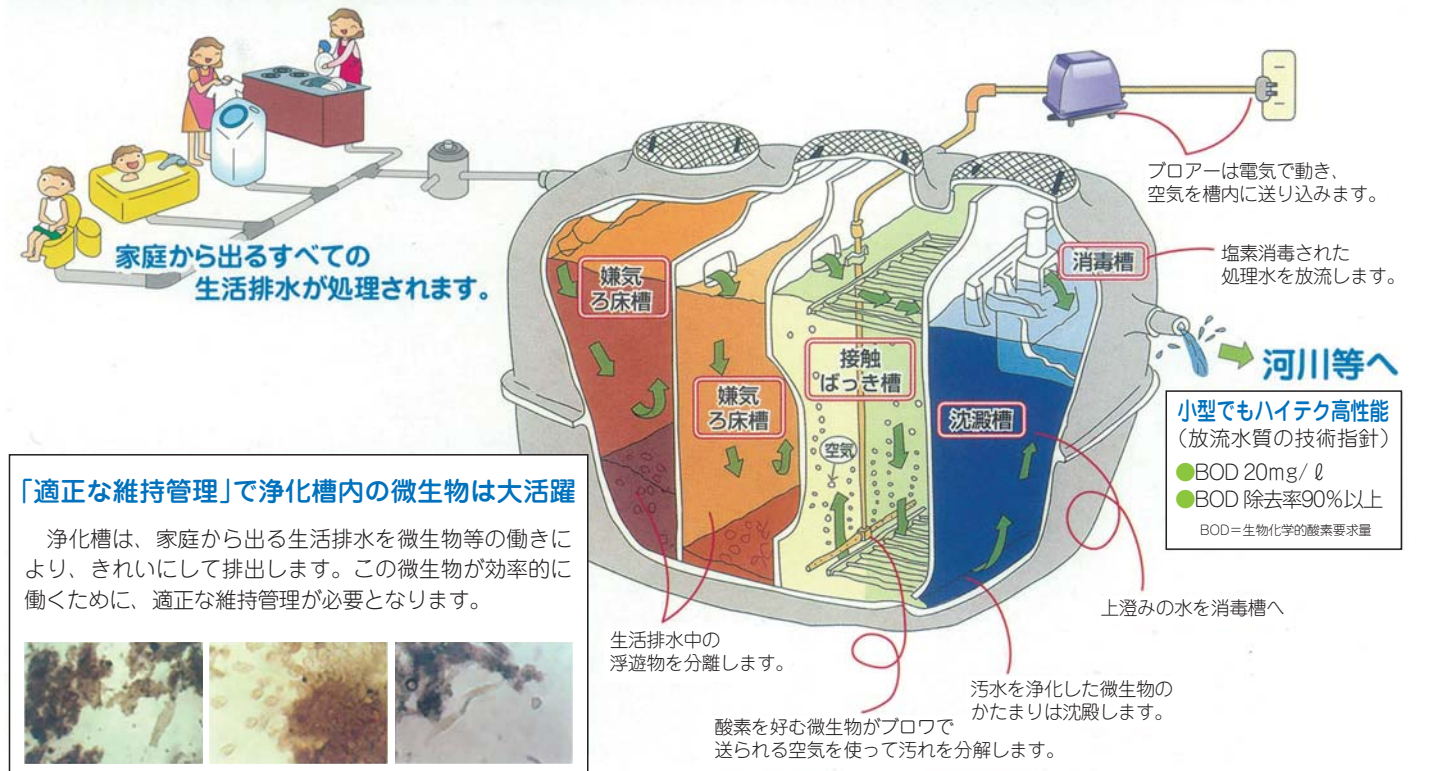
# 家庭で 浄化槽をご使用の皆様へ



### 奈良県からのお知らせ

川・湖などを汚している原因の1つには、「一般家庭からの生活排水による汚れ」があります。浄化槽を設置している住宅については、「浄化槽の維持管理」による生活排水の適正処理が必要であり、浄化槽法で定期的な「清掃」「保守点検」「法定検査」等が義務付けられています。不適切な浄化槽の維持管理により、近隣の側溝や河川を汚し、悪臭等でご近所に迷惑をかけないように、浄化槽法を守り定期的な維持管理に努めて下さい。

【お問合せ先】 奈良県環境政策課 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地





**保存版** ご自宅の良く見える場所に貼ってお使い下さい。

## 清掃は

有機物を分解した微生物の死骸です。

### ●清掃の内容

浄化槽の機能を維持するため、**スカム**や汚泥を槽外に引き抜き、付属装置や機械類を洗浄したり掃除をします。

### ●清掃回数

毎年1回以上、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。  
(※全ばっき方式の既存単独処理浄化槽にあっては、おおむね6か月ごとに1回以上)



連絡先等の記入欄（名刺も貼れます）

連絡先等の記入欄（名刺も貼れます）

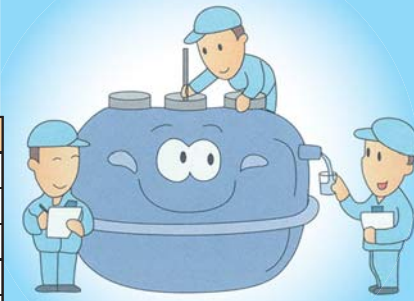
## 11条検査は

### ●検査の内容

「保守点検」や「清掃」が適正に行われ、浄化槽の機能が適正に維持されているか、「外観・水質・書類」を法定検査機関が検査を行い、結果を設置者にお知らせします。

### ●検査手数料

浄化槽人槽区分	検査料(円)
5～ 20	4,500
21～ 50	9,000
51～ 100	10,000
101～ 300	16,000
301～ 500	22,000
501～	28,000



浄化槽の外観・水質・書類について判定します。  
〔・適正・おおむね適正・不適正〕

<b>【外観検査】</b>	・設置状況 ・設備の稼働状況 ・水流の状況 ・使用状況	・悪臭発生状況 ・消毒実施状況 ・蚊はえ等発生状況
<b>【水質検査】</b>	・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO)	・透視度 ・残留塩素濃度
<b>【書類検査】</b>	・保存されている保守点検及び清掃の記録	

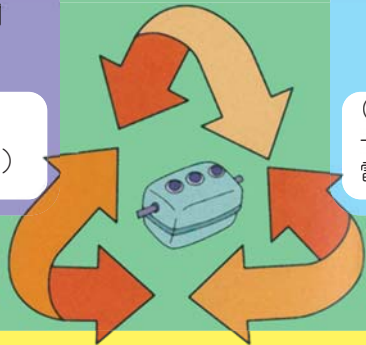
## 年間維持管理サイクル 家庭用の浄化槽の場合

清掃(汚泥の引き抜き)  
年1回以上

(問合せ先)  
市町村の担当課(裏面参照)

11条検査(定期検査)  
年1回

(申込先)  
一般社団法人奈良県環境保全協会  
電話 0745-22-5161



保守点検(点検・調整・修理)  
年3回以上

(問合せ先)  
奈良県景観・環境総合センター  
(奈良市保健所 保健・環境検査課) 裏面参照

## 一般社団法人 奈良県環境保全協会とは

- ①浄化槽法に基づき、7条(竣工)検査、11条(定期)検査を実施する機関です。
- ②奈良県知事の指定検査機関です。(昭和61年3月8日奈良県指令環衛第294号)
- ③検査料金は、奈良県認可済みです。(平成12年10月24日奈良県告示第320号)
- ④資格を持った検査員が検査します。
- ⑤検査は、設置者からの依頼を受けて、実施します。
- ⑥検査業務の他、「住民への浄化槽知識の普及啓発」「関係業者への技術講習会」等を実施しています。



環境保全協会ですか?  
法定検査をお願いします。

申込の電話番号  
0745-22-5161



<http://www.nara-kankyo.or.jp/>  
詳しくは、ホームページをご覧ください。

## 保守点検は

浄化槽にトラブルはなかったですか?

- ①浄化槽のプロフに異常音や振動はなかったですか。
- ②浄化槽から悪臭がでていませんか。
- ③浄化槽からスカムが流れたし、側溝等を汚していませんか。



保守点検業者

浄化槽設置者

### ●保守点検業者

浄化槽の保守点検は、登録を受けた業者に委託してください。業者に関するお問い合わせは、奈良県景観・環境総合センター（奈良市域については奈良市保健所 保健・環境検査課）にお問い合わせください。

### ●保守点検の内容

浄化槽の機能を維持するため必要で、清掃時期の判断・プロフ等の機器点検・消毒剤の充填を行います。



### ●保守点検回数

#### (合併処理)浄化槽の保守点検回数

分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下	4か月に1回以上
活性汚泥方式	処理対象人員が21人以上50人以下	3か月に1回以上
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く）	2週間に1回以上
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3か月に1回以上

#### 単独処理浄化槽の保守点検回数

全ばっ気方式	処理対象人員が20人以下	3か月に1回以上
	処理対象人員が21人以上300人以下	2か月に1回以上
	処理対象人員が301人以上	1か月に1回以上
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	処理対象人員が20人以下	4か月に1回以上
	処理対象人員が21人以上300人以下	3か月に1回以上
	処理対象人員が301人以上	2か月に1回以上
散水ろ床方式 / 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式		6か月に1回以上